

平成30年5月

笠間市総務部財政課

平成30年度 公共工事の前払金使途拡大の延長について

前払金は、建設業者の着工資金を確保し工事の円滑・適正な施工を確保するための制度で、その使途は限定されておりますが、平成28年度より国等において、特例措置としてその使途拡大をしています。

本市においても、建設工事の前払金については、平成28年度から時限的特例措置として国県と同様に使途拡大して運用をしてきましたが、今年度も特例措置を延長します。

○対象となる前払金

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるもの。

(請負金額500万円以上の建設工事で、保証事業会社と保証契約を締結したもの)

(従来の使用項目) 材料費、機器購入費等

(追加された項目) 現場管理費、一般管理費

従来の使途に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用を追加(拡大)

- ・前払金額の100分の25を上限とします。
- ・前払金のできる総額については変更ありません。

○その他

平成30年4月1日以前に請負契約を締結した工事についても拡大措置を適用することが可能ですが、その場合は変更契約をする必要がありますのでご相談ください。

※条件により適用できない場合もあります。

【問合せ先】 笠間市役所 財政課 契約検査室 Tel.0296-77-1101 (内線 219・220)